

様式第3号(第9条関係)

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	みよし市情報公開・個人情報保護審査会		
開催日時	令和6(2024)年5月30日(木) 午前10時から午前10時25分まで		
開催場所	みよし市役所6階601、602会議室		
出席者	<p>【委員】 坂口委員(会長)、南谷委員、倉橋委員、清田委員</p> <p>【事務局】 城総務部部長、小野田総務部次長兼総務課課長、森田主幹、押領司副主幹、鈴木主任主査、一丸主査</p> <p>【欠席】 深谷委員</p>		
次回開催予定日	令和6(2024)年7月23日(火)		
問合せ先	総務部総務課 鈴木、一丸 電話 0561-32-8000(直通) メール soumu@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議事録全文 ・ 議事録要約 	要約した理由	
審議経過	<p>○総務部次長兼総務課課長;定刻になりましたので、ただ今から、令和6年度第1回みよし市情報公開・個人情報保護審査会及び第1回みよし市行政不服審査会を開催します。</p> <p>深谷委員につきまして、都合により欠席する旨の御連絡をいただいておりますので御報告させていただきます。</p> <p>なお、会議の開催前に傍聴の受付を行ったところ、傍聴を希望する者はいませんでしたので、報告をいたします。</p> <p>本日の会議の流れですが、みよし市情報公開・個人情報保護審査会の開催後に、みよし市行政不服審査会を開催するということで進めさせていただきたいと思いますが、委嘱状の交付につきましては、大変恐縮ではございますが、会に先立ちまして両審査会ともに、ただ今から行いたいと存じます。</p> <p>それでは始めに、市長から委嘱状の交付を行います。</p> <p>(委嘱状交付)</p>		

○総務部次長兼総務課課長；ここで、市長より挨拶を申し上げます。

(市長挨拶)

○総務部次長兼総務課課長；ここで、市長は公務のため退席させていただきます。

(市長退席)

○総務部次長兼総務課課長；委員の皆様、2年間よろしくお願ひいたします。

それでは、事務局の紹介をさせていただきます。みよし市情報公開・個人情報保護審査会の資料18ページを御覧ください。

(事務局紹介)

○総務部次長兼総務課課長；みよし市行政不服審査会も同じメンバーが事務局となっておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、ただ今から、令和6年度第1回みよし市情報公開・個人情報保護審査会を行います。

議事進行は、本来会長にお願ひするところですが、1点目の議題で会長が決定するまでは、事務局のほうで議事を進行させていただきます。御了承をお願ひします。

それでは、議題1点目の「会長及び職務代理者の選出について」ですが、みよし市情報公開・個人情報保護審査会条例第6条第1項の規定により、審査会には、会長を置くことになっており、委員の互選により定めることになっておりますので、会長の選出をお願ひしたいと思ひます。どなたか御意見はございませぬか。

○南谷委員；坂口委員にお願ひできないうでしょうか。

○総務部次長兼総務課課長；南谷委員から、坂口委員を会長にという御意見がありました。委員の皆様いかがでうでしょうか。

(各委員異議なし)

○総務部次長兼総務課課長；ありがとうございます。「異議なし」ということですので、坂口委員に会長をお願ひしたいと思ひますが、坂口委員よろしいでうでしょうか。

(坂口委員了承)

○総務部次長兼総務課課長；それでは、坂口委員は、会長席に移動をお願いします。

それでは、坂口会長から御挨拶をいただきたいと思いをます。

(坂口会長挨拶)

○総務部次長兼総務課課長；続きまして、職務代理者の選出につきまして、みよし市情報公開・個人情報保護審査会条例第6条第3項の規定により、あらかじめ会長が指名する委員を職務代理者とするようになっておりますので、会長より職務代理者の指名をお願いしたいと思います。

○坂口会長；職務代理者は、南谷委員をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(南谷委員了承)

○総務部次長兼総務課課長；それでは、残りの議題は、会長の取回しにより、議事の進行をしていただきますので、会長よろしくをお願いします。

○坂口会長；それでは、議題2点目の「令和5年度情報公開制度及び個人情報保護制度における開示等の状況について」、事務局より説明をお願いします。

○総務課主査；それでは、議題2についてですが、資料の1ページ目を御覧ください。

まず、令和5年度の情報公開条例による開示請求の実施状況について説明いたします。

令和5年度の各実施機関が受け付けた開示請求件数の合計は108件となっており、うち、全部開示が60件、部分開示が19件、不開示が7件、令和5年度末時点で決定処理中が3件、取下げが19件となっております。

こちらの請求の内容についてですが、工事や業務委託に係る設計書の請求が41件、業務委託のプロポーザル審査の企画提案書の請求が21件となっております。

なお、2ページから13ページまでは開示請求の処理状況を記載してあります。色がついていないものが全部開示、黄色の網掛けが部分開示、赤の網掛けが不開示、水色の網掛けが取下げとなりますが、各案件の詳細については省略をさせていただきます。

それでは、14ページ目を御覧ください。

こちらは、令和5年度の個人情報の保護に関する法律による開示請求の実施状況です。令和5年度の開示請求は16件で、うち、全部開示が8件、部分開示が6件、不

開示が2件でした。

請求内容ですが、市民課、税務課への請求は、請求者は異なるものの例年請求のある内容となっております。
事務局からは以上です。

○坂口会長；ただ今、事務局より説明がありました。委員の皆様、御意見、御質問がございましたらお願いします。

○南谷委員；13ページのNo. 100で新型コロナワクチン関係のものが開示になっていますが、デリケートな内容もあるのかなど。例えば、接種日とか死亡年月日とか死因までいくと個人が特定されてしまうとか、この辺りはどのような整理をされたのかなど。

○総務課主査；ワクチンの接種というデリケートな内容になっておりますが、国の開示状況等を参考に、この情報を開示した際に個人が特定できる可能性はかなり低いと市では判断しております。

○南谷委員；人数の小さい自治体で住民の方が数千人にしかいないようなところだと、これを見て個人が特定できってしまうと思いますが、国の基準でも一斉に開示ではなく、あくまで自治体の規模、データの中身によって判断するということですよ。

○総務課主査；そうですね。自治体によって開示の内容も違ってまいります。

○坂口会長；例えば、みよし市内で、コロナで亡くなられた方は具体的に何人ぐらいおられるんですか。

○総務課主査；すみません。データを持ち合わせておりませんので、すぐにはお答えできません。

○坂口会長；1人、2人ではないですよ。1人、2人だとすぐに分かっちゃうけれど、何十人とおれば特定ができないということですかね。

○総務課主査；氏名、生年月日等は除いておりますので、性別、ワクチン接種の有無、ワクチンのロット番号等を開示しております。

○坂口会長；確かに住民にとっては知りたい情報でしょうね。どの程度の脅威があるかないかということは、他にございますか。

○坂口会長；この中で不開示になった情報というのが、大

体、作成していないとか、取得していないとかの理由が多いですね。後は期間満了で廃棄済みだとか、形式的な理由が多いですね。一部開示は、建築関係ですかね。

○南谷委員；追加でよろしいでしょうか。豊田市の関係で部分開示になっているのは、わからないでもないですが、ここも微妙なところで、住民が一番知りたい情報じゃないのかなど。これの基準ですね、抽象的なお答えになってしまふとは思いますが、どういうケースの場合に意思決定の中立性が損なわれるという判断をするのか、メルクマールみたいなものはあるんですか。

○総務課主査；今回の場合ですと、豊田市としてまだ方向性を決定していない、今後決めていくという段階で、その状態で情報が外に出してしまうと、不要な混乱を招くおそれがあるということで、豊田市にも意見照会をして、この部分は不開示にして欲しいという回答をいただいて、その上で、本市として判断をしております。

○南谷委員；例えば、事務が終わっちゃった後というのは、事後的な公開とか、協議中は確かにいろいろ混乱を招くかもしれませんが、それはどうなんですか。

○総務課主査；例えばこのケースが終わった後に、同じように開示請求が出た場合、開示という判断もあるのかなど。

○南谷委員；それなら透明性は確保されるということですね。

○坂口会長；他に御意見はございませんか。それでは、議題2点目については、これで終了することとします。

次に、議題3点目の「令和6年度審査会の開催日程について」、事務局より説明をお願いします。

○総務課主査；委員の皆様には、令和6年度の開催日程について、調整をお願いいたします。

本日欠席の深谷委員についてですが、第2回目までの御都合を伺っておりますので、本日、第2回目の日程を調整させていただき、第3回目以降については、改めて調整させていただきたいと考えております。

なお、情報公開・個人情報保護審査会及び行政不服審査会の開催日程は同日とさせていただきますが、どちらも案件がない場合は、中止とさせていただきますのでよろしくをお願いいたします。中止の場合は、こちらから連絡させていただきます。

また、第2回目において、審議案件がなく中止となった場合につきましては、お手数ではございますが、メールに

より第3回目以降の日程を調整させていただきたいと考えておりますので、その際は改めてご依頼させていただきます。

事務局からは以上です。

○坂口会長；ただ今、事務局より説明がありました。委員の皆様いかがでしょうか。

(日程調整)

○坂口会長；それでは、第2回の開催日程を令和6年7月23日(火)午前10時からに決定します。

それでは、議題3点目については、これで終了することとします。

その他、何かありますでしょうか。特にないようですので、これを持ちまして、令和6年度第1回情報公開・個人情報保護審査会を終了します。

○総務部次長兼総務課課長；ありがとうございました。次回の情報公開・個人情報保護審査会につきましては、先ほど調整していただきました日にちで、審査請求等案件がある場合のみ開催させていただきたいと思っておりますので、時期が近づいてまいりましたら、開催通知等を送付いたします。

なお、この後の「みよし市行政不服審査会」の議題2点目の開催日程につきましては、「みよし市情報公開・個人情報保護審査会」で調整していただいた日と同日とさせていただきますが、こちらについても、審査請求等案件がある場合のみ開催させていただきたいと思っておりますので、御承知おきください。